

# お医者さんにかかるときの一部負担金が軽減されます

老人保健とは

75歳(一定の障害があると認定された場合は65歳以上)になるとお医者さんにかかるときの一部負担金が軽減されます。

この場合、加入している健康保険の資格はそのまま老人保健制度の適用が受けられます。



ただし、昭和7年9月30日以前生まれの人は、75歳前でも老人保健の対象(一定の障害があり、市長の認定を受けた65歳以上の人も同様)となります。

## 老人医療受給者証の変更

老人保健制度は、世帯や所得の状況により、自己負担割合が1割と2割に分かれています。

これは、年1回の定期判定(8月1日基準日)および毎月の世帯の変動により判定されます。

今回の定期判定の結果、負担区分が変わった人には新しい老人医療受給者証を送付しましたので、8月1日から使用してください。

## お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときは、窓口(健康保険証、健康手帳、老人医療受給者証)を必ず提出してください。

さい。

○入院したときは

次に該当する人は、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示すれば、入院時の自己負担額および食費負担が軽減されます。この認定証は、保険年金課に申請し、認められた場合に交付されます。

・住民税非課税の世帯に属する人(住民税非課税)と、そのうち世帯員の所得がない人または年金収入だけの場合(65万円未満である人(住民税非課税))

## 窓口で支払うお金は

医療機関などの窓口では、かかった医療費の1割、一定以上所得者は2割を負担します。

ただし、入院の場合は限度額があります。

○一定以上所得者は  
同一世帯に一定の所得以上(市

民税課税所得が124万円以上の70歳以上の人または老人保健対象者がいる人。

ただし、70歳以上の人および老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満(70歳以上の人および老人保健対象者が一人の世帯の場合は年収450万円未満、二人以上の世帯の場合は世帯の年収637万円未満)であることを申請により認定された場合は1割負担。

## 高額医療費が支給されます

外来や入院などで、同じ月内の自己負担額が限度額を超えた場合、後日申請すると老人保健から高額医療費が支給されます。

高額医療費に該当する人には、受診月の2、3カ月後に「該当通知書」を送付します。指定された期間内に保険年金課で手続きをしてください。また、住民税非課税の人は、限度額が減額されますので、負担額減額認定の申請をしてください。

くわしくは保険年金課 ☎ 1526(入)。

## 8月期の支払いは11日から

老齢福祉年金は明治44年以前に生まれ、ほかの年金の支払いを受けていない人など、限られた人が受けている年金です。

この年金を受けている人に、8月期の支払い金額を記入した年金証書が、千葉社会保険事務局年金課から支払い開始日前に郵送されます。

8月期の年金支払いは11(月)からです。

年金の支払いを受けたら、年金証書は保険年金課へ提出してください。これは、次回11月支払い分からの年金額を決定して証書に記入するためです。

また、老齢福祉年金受給者が新たに厚生年金や恩給などの公的年金を受けられるようになったときやそのほか変更が生じた場合は、早めに保険年金課へ届け出をしてください。

くわしくは保険年金課 ☎ 1526(入)。

# 代理人は委任状を忘れずに

印鑑登録は、市役所1階の市民課窓口で申請してください。赤坂と遠山の分室では登録できません。

本人と代理人では登録に必要なものと手続きが異なります。本人が申請する場合は、本人が申請する場合

【その場で登録できる場合】  
登録する印鑑のほか、運転免許証・パスポートなど官公署が発行した許可証や身分証明書写真と公印のあるもので有効期限内のもの（または、成田市に印鑑登録している人の「保証書」を市民課へ持参してください。）

【その場で登録できない場合】  
本人であることを証明できるものがない場合は、本人確認をするため、「照会書」を自宅に郵送します。照会書の「回答書欄」に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、市民課へ持参してください。  
なお、「回答書」を本人が持参できない場合は、委任状が必要です。代理人が申請する場合

代理人が申請する場合、その場では登録できません。登録する印

鑑のほか、本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する「委任状」(便せんなどに必要事項を記入して、本人が登録しようとする印鑑を押し署名したもの)が必要です。

本人の意思を確認するため、「照会書」を自宅に郵送します。照会書を受け取ったら、照会書の「回答書欄」に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、本人が市民課に持参してください。

なお、本人が来られない場合は、「委任状」が必要です。登録できない印鑑

次のような印鑑は登録できません。登録手続きの前に確認してください。

- 住民基本台帳・外国人登録原簿に記載されている氏名や氏・名を表していないもの
- 印影の大きさが、1辺8mmの正方形より小さいもの、1辺25mmの正方形より大きいもの
- 氏名以外の事項(職業など)や模様が入っているもの
- 変形しやすい材質のもの(ゴム印)

など)

○ 印影がはつきりしないもの

くわしくは市民課 ☎ 20 15 25(へ)。

## 住民基本台帳ネットワークシステム

第2次サービスが始まります

8月25日から住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働に伴い、次のようなサービスが開始されます。

- 住民基本台帳カードの交付
- 希望者に交付。カードは、AとBの2種類があり、いずれかを選択
- Bのカードは、身分証明書として

て活用することも可能

○ 交付手数料は、いずれも500円

写真は、市民課で撮影します。住民票の写しの広域交付

○ 全国どこでも本人または同一世帯の人の住民票がとれるようになります。申請時に、住民基本台帳カードまたは運転免許証などで本人確認をします(手数料は、交付する市町村の手数料になります)

住民票には、本籍・筆頭者氏名は入りません。

転出転入の特例処理

○ ほかの市町村に引越す場合、窓口に行くのは転入時の1回だけで済みます。住民基本台帳カ

A

住民基本台帳カード  
成田市  
年 月 日まで有効  
氏 名 住基 花子

B

住民基本台帳カード  
成田市  
年 月 日まで有効  
生年月日 昭和 年 月 日 性別 女  
氏 名 住基 花子  
住 所 県 市 町 丁目 番号

ードを提出してください。(ただし、事前に「付記転出届」を前住所の市町村に送付)

くわしくは市民課 ☎ 20 15 25(へ)。

## 8月1日は水の日

水は貴重な資源

夏は年間を通して水の使用量が最も多くなる季節です。水について関心を高め、理解を深めてもらおうと8月1日が「水の日」に定められました。



わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。水を使つときは節水をお願いします。限りある資源を大切にしましょう。

くわしくは市水道部業務課 ☎ 0269(へ)。



国民健康保険

人間ドック助成制度の利用を

市では、国民健康保険の加入者が人間ドックを利用した場合に、費用の一部を助成しています。

対象は次のすべてに該当する人  
 ○1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の  
 人  
 ○前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人(ただし、脳ドックは2年以上)  
 ○国民健康保険税を完納している世帯の人

利用方法は、指定検査医療機関に予約をした後に、保険証と印鑑を持って、保険年金課で手続きを。後日承認書を郵送しますので、これを持って人間ドックを受けてください。



指定検査医療機関

成田赤十字病院 ☎22-2311  
 藤倉クリニック ☎22-1158  
 成田病院 ☎22-1500  
 千葉脳神経外科病院 ☎043-250-1228・脳ドックのみ

助成率は人間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律20,000円

検査の種類や費用、項目などは指定検査医療機関、コースにより異なります。くわしくは各医療機関または保険年金課 ☎20-15226へ。

事業者ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

事業所から出る一般廃棄物(ごみ)は、有料ごみとなりますので一般家庭用の集積所には出せません。

分別を徹底し、市の処理施設へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

分別方法は「燃やせるごみ」「ビン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」

に分け、半透明の業務用ごみ袋を使用してください。

処理方法

市の処理施設へ自己搬入する場合  
 「燃やせるごみ」「いすみ清掃工場」 ☎36-1689へ  
 「ビン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」「リサイクルプラザ」 ☎36-1000へ

許可業者に処理を委託する場合  
 市のごみ収集運搬許可業者へ  
 廃棄物の減量、再利用にご協力をお願いします。

くわしくはクリーン推進課 ☎20-1530へ。

8月は電気使用安全月間

正しく安全に使うために

8月は経済産業省主催の電気使用安全月間です。

夏季は電気による事故が多く発生します。電気を正しく安全に使うため、次のポイントを守りましょう。

- 漏電遮断器を取り付ける
- アース線はしっかり取り付け
- タコ足配線はしない

○プラグはときどき点検を  
 ○電気製品は取扱説明書に沿った  
 使い方を

くわしくは(財)関東電気保安協会千葉事業本部佐倉事業所  
 (☎043-486-144  
 8)へ。

ディーゼル自動車排出ガス規制

届け出などの説明会を開催

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質を削減するため、10月1日から粒子状物質の排出基準を満たさない車(乗用車を除く)は、千葉県内を運行することが禁止されます。

ただし、知事が指定した粒子状物質減少装置を装着した車は、運行することができます。また、新車登録から7年間は、この規制の適用になりません。

なお、自動車NOx・PM法対策地域外のみを運行する車は、届け出などにより新車登録から12年間は規制の適用になりません。届け出などについての説明会と届け出の受け付けを行いますので、ディーゼル自動車を使用している人は出席してください。

8月の水道水の排水作業日程

水道部では、赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますので、ご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	作業時間
8月11日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時
8月12日(火)	並木町(上記以外)・不動ヶ岡地区	午後10時
8月13日(水)	飯田町・困護台地区	午前4時

くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269へ。

日時 8月7日(木) 午後0時30分から  
 会場 市役所6階大会議室  
 説明会場で届け出を行う場合は、自動車検査証の写し1部を持参してください。くわしくは環境計画課 ☎20-1533へ。

# 消費生活相談 Q&A

## 多発している不当請求のトラブル

**Q** こんな場合、どうしたらよいでしょうか。

「アダルトサイト利用料が未納のため、回収を依頼されたので 円を支払うように」とハガキが届きました。利用した覚えはありません。携帯電話へ「出会い系サイト利用料金の未納分を払ってください。」と連絡がありました。自分は無料分のみ利用しただけです。電報が来て「あなたの債権について、お話しがありますので至急連絡ください。」と書かれています。心当たりがありません。

**A** 三つのケースとも、請求に対して覚えがない場合は、業者

と連絡を取る必要も支払う必要もありません。また、業者に「利用していない」ことを分かってもらおうと連絡を取ることは、業者のペースに巻き込まれるだけです。やめましょう。

携帯電話への請求の場合は、メールアドレスを変えるか着信名を見て知人の場合のみ出るなどの工夫をしてください。また、電報は、受けとった場合でも「115番(無料)」へ申し出ると受け取りの拒否ができます。

万が一、業者と話すことになったら「利用していないので払いません」と伝えることや、すでに知られている以外の自分の情報を教えないことが大切です。少しでも弱気なところ



を見せると脅されて請求金額が多額になったり、請求が頻繁になるなどしますので、毅然と断りましょう。

なお、番組が有料と知った上で利用し、利用料金以上の請求を受けた場合も、自己判断せず消費生活センターへ相談してください。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

## 相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日 (14日を除く)	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日 (13日を除く)	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	26日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	19日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	19日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	14日(木)・28日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	16日(土)	13:00～16:00	イオン成田ショッピングセンター2階特設会場	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (住宅の電気に関する相談も含む)	14日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 11日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	5日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	21日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	7日(木)	14:00～16:00	在宅介護支援センター 成田苑☎24-2164	高齢者福祉課☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	25日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234